

住宅宿泊事業法と旅館業法（簡易宿所営業）の比較

	住宅宿泊事業法	旅館業法（簡易宿所営業）
制度概要	届出（手数料なし）	許可（手数料あり）
営業日数	180日を超えてはならない ※ 制限区域では制限期間あり	制限なし
用途地域	制限なし ※ 県内は箱根町において制限区域あり	制限あり（住居専用地域、工業地域、工業専用地域では不可）
居住要件 （家屋の別）	① 現に生活の本拠として使用されている家屋 ② 入居者の募集が行われている家屋 ③ 随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋（別荘等）	規定なし
建築用途	住宅（居宅）、長屋、共同住宅、寄宿舍	（ホテル又は旅館…建築基準法での規定）
必要設備	台所、浴室、便所、洗面設備 国土交通省告示で定める安全措置（非常用照明器具、自動火災報知設備等）	宿泊者の需要を満たす規模の入浴設備（構造設備基準有り）、洗面設備（飲用適の水使用）、便所
客室面積	規定なし	延床33㎡以上 （定員10人未満では定員×3.3㎡以上）
定員あたりの面積	居室面積 3.3㎡以上／1人	客室面積 1.65㎡以上／1人
消防法令	適合	
管理形態	居室数6以上、事業者が不在となる又は届出者が法人の場合は管理業務委託が必要	規定なし（不在型では緊急時の駆け付け体制の整備等フロント代替設備が必要）
集合住宅の場合の規約による制限	制限あり （規約で禁止されている場合は届出不可）	制限なし （トラブル防止のため事前確認を推奨）
周辺環境に関する規定	施設の周囲10m以内に居住する住民（共同住宅の場合は管理組合又は同じ建物の居住者も対象）に事前周知が必要	敷地の周囲概ね100m以内の学校等において清純な施設環境が著しく害されるおそれがない旨の確認が必要
定期報告	必要（2か月ごと、宿泊日数、国籍別の宿泊者数等）	不要

ホームページに各様式を掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2p/cnt/f47/jyusyuku.html>

平塚 住宅宿事業法

検索

⇒神奈川県ホームページ「住宅宿泊事業について」

届出先・事前相談窓口

神奈川県平塚保健福祉事務所

生活衛生部 環境衛生課

〒254-0051 平塚市豊原町6-21

電話 0463-32-0130（代）

FAX 0463-35-4025